



令和8年1月23日

鴻巣市長 並木 正年 様

鴻巣市国民健康保険運営協議会
会 長 金 子 宮



鴻巣市国民健康保険税率の改正について（答申）

令和8年1月15日付け鴻国保第1896号で諮問のあった標記の件について、諮問された改正案に対し、新たに1月16日に埼玉県より通知のあった本市の市町村標準保険税率「本算定」を参考に、当協議会で慎重に審議を行った結果、下記のとおりとすることが適当と認め、意見を付して答申する。

記

1 令和8年度国民健康保険税率について

国民健康保険税の所得割率及び均等割額を、次のとおりとする。

区 分	項 目	現 行	改正後
基礎課税分 (医療分)	所得割率	6.92%	7.58%
	均等割額	35,500円	42,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割率	2.76%	2.76%
	均等割額	16,000円	16,000円
介護納付金分	所得割率	2.30%	2.41%
	均等割額	16,000円	16,000円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割率	—	0.29%
	均等割額	—	1,900円
合 計	所得割率	11.98%	13.04%
	均等割額	67,500円	75,900円

2 附帯意見

- (1) 埼玉県内の保険税水準の準統一を見据え、毎年埼玉県が示す標準保険税率を参考に、計画的、段階的に保険税率の改正を行ってきたことから、令和9年度の保険税水準の準統一を達成すること。
- (2) 令和8年度から課税される「子ども・子育て支援納付金分」については、新たな制度設計であることから、その周知については、同納付金の使用目的も含め、今後、適切なタイミングで広報紙やホームページ、国保だより等を活用して、きめ細かく実施していくこと。
- (3) 今回の税率改正により新たな負担を求める被保険者に対して、埼玉県内で税率を統一していく動きなどの社会的背景や、国民健康保険制度の詳細な仕組み等の更なる周知を分かりやすく丁寧に行い、理解を高めるような広報に努めていくこと。
- (4) 受益と負担の公平性を確保するため、保険者として一層の対策を講じ、医療費の適正化及び収納率の維持・向上に努めること。

